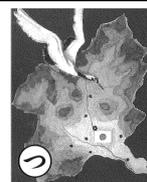




県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年2月28日（火） 第10078号

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○群馬県指定史跡の追加指定（文化財保護課）	2
<b>公 告</b>	
○使用権設定に関する裁定（林政課）	2
○土地改良区の定款変更認可（農村整備課）	3
○同	3
○同	3
○都市計画道路の変更に係る縦覧（都市計画課）	3
○都市計画事業の変更認可（同）	4
○令和5年二級建築士試験の実施（建築課）	4
○令和5年木造建築士試験の実施（同）	5
○開発工事の完了（同）	6
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○政治団体の名称等	7
○政治団体の異動事項	8
○政治団体の解散届出	9
○資金管理団体の名称等	10
○資金管理団体の異動事項	10
○資金管理団体の指定取消し	10
<b>監査委員公告</b>	
○監査結果の公表	11
<b>落 札</b>	
○落札者等の決定（業務プロセス改革課）	16

■ 告 示

◎群馬県告示第48号

群馬県文化財保護条例(昭和51年群馬県条例第39号)第38条第1項の規定により、群馬県指定史跡として次のとおり追加指定する。

令和5年2月28日

群馬県知事 山本 一 太

名称及び員数	所在場所	所有者(管理者)
ぜんじょうあと 膳城跡 追加指定	前橋市粕川町膳190番1	前橋市

■ 公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第51条の規定による使用権設定に関する裁定の申請があり、同法第53条第1項の規定により使用権設定に関する裁定をしたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年2月28日

群馬県知事 山本 一 太

1 裁定年月日

令和5年2月17日

2 使用権を設定すべき土地の所在、地番、地目、面積

使用権を設定すべき土地の所在、地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )
多野郡神流町大字魚尾1327-1	保安林	448
多野郡神流町大字魚尾1327-2	山林	
計		448

3 設定すべき使用権の内容及び存続期間

(1) 設定すべき使用権の内容

森林から木材を搬出するために必要な作業道(幅員3m、延長112m)の設置に必要な土地の使用

(2) 存続期間

令和5年7月1日から令和10年6月30日まで

4 使用の時期

令和5年7月1日

5 補償金の額並びにその支払時期及び方法

(1) 補償金の額

土地使用料 403円

立木補償費 0円

計 403円

(2) 支払時期及び方法

裁定のあった日の翌日から起算して90日以内に補償金を口座振込（土地所有者の所在が判明した場合）又は供託所に供託する。

6 その他

上記土地の所有者等は、供託された補償金の還付を請求することができる。

---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により横尾土地改良区の定款の変更を令和5年2月20日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年2月28日

群馬県知事 山本 一 太

---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により中之条沢田用水土地改良区の定款の変更を令和5年2月20日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年2月28日

群馬県知事 山本 一 太

---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により美野原土地改良区の定款の変更を令和5年2月20日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年2月28日

群馬県知事 山本 一 太

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画道路の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年2月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画道路 (1) 3・4・8号 西部三号線 (2) 3・4・9号 茂林寺中  
通り線 (3) 3・4・17号 南部環状線 (4) 3・5・44号 学校通り線 (5) 3・5・45号 花山線
  - 2 都市計画の変更年月日 令和5年2月10日
  - 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び館林市都市建設部都市計画課
-

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、令和5年2月14日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業の変更を認可した旨の告示(令和5年関東地方整備局告示第32号)があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年2月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画事業の種類及び名称 安中都市計画道路事業3・6・10号南北中央幹線及び3・5・3号下の尻茶屋町線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成28年10月20日から令和12年3月31日まで

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和5年二級建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和5年2月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 試験の期日及び時間
  - (1) 学科の試験 令和5年7月2日(日)

学科Ⅰ(建築計画)及び学科Ⅱ(建築法規)	10時10分～13時10分(3時間)
学科Ⅲ(建築構造)及び学科Ⅳ(建築施工)	14時20分～17時20分(3時間)
  - (2) 設計製図の試験 令和5年9月10日(日) 11時～16時(5時間)
- 2 試験の場所
  - (1) 学科の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1
  - (2) 設計製図の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1
- 3 試験の受験申込手続
  - (1) 受験申込受付の期間及び時間
    - ア 期間 令和5年4月3日(月)から同月17日(月)まで
    - イ 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで
  - (2) 受験申込方法 新規受験者を含めた全ての者が、インターネットによる受験申込を行うものとし、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込むこと。
  - (3) インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和5年4月10日(月)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。
- 4 学科の試験の免除の申請 学科の試験の免除の申請は、令和2年以降の学科の試験に合格した者のうち、合格

年から令和4年までの設計製図の試験の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。

なお、免除の申請に当たっては、令和2年から令和4年までのいずれかの年の二級建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の受験番号を入力して行うこと。

- 5 受験票の交付等 受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）については、原則として、令和5年6月16日（金）頃から、受験有資格者にインターネットによる受験申込手続き完了後から利用できる受験者専用ページにおいて交付する。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、令和5年6月16日（金）頃、受験有資格者に発送する。

- 6 合格者の発表及び合否の通知 令和5年12月7日（木）（予定）。合格者に合格の旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、学科の試験については、同年8月21日（月）（予定）。

- 7 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ等に公表する。

## 8 その他

- (1) 設計製図の試験の課題は、令和5年6月7日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

- (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

---

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和5年木造建築士試験を次のとおり実施する。  
なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和5年2月28日

群馬県知事 山本 一 太

## 1 試験の期日及び時間

- (1) 学科の試験 令和5年7月23日（日）

学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規） 10時10分～13時10分（3時間）

学科Ⅲ（建築構造）及び学科Ⅳ（建築施工） 14時20分～17時20分（3時間）

- (2) 設計製図の試験 令和5年10月8日（日） 11時～16時（5時間）

## 2 試験の場所

- (1) 学科の試験 グリーンドーム前橋 前橋市岩神町1-2-1

- (2) 設計製図の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1

## 3 試験の受験申込手続

- (1) 受験申込受付の期間及び時間

ア 期間 令和5年4月3日（月）から同月17日（月）まで

イ 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

- (2) 受験申込方法 新規受験者を含めた全ての者が、インターネットによる受験申込を行うものとし、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し、

申し込むこと。

(3) インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和5年4月10日（月）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

4 学科の試験の免除の申請 学科の試験の免除の申請は、令和2年以降の学科の試験に合格した者のうち、合格年から令和4年までの設計製図の試験の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。

なお、免除の申請に当たっては、令和2年から令和4年までのいずれかの年の木造建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の受験番号を入力して行うこと。

5 受験票の交付等 受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）については、原則として、令和5年6月16日（金）頃から、受験有資格者にインターネットによる受験申込手続き完了後から利用できる受験者専用ページにおいて交付する。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、令和5年6月16日（金）頃、受験有資格者に発送する。

6 合格者の発表及び可否の通知 令和5年12月7日（木）（予定）。合格者に合格の旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、学科の試験については、同年8月21日（月）（予定）。

7 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ等に公表する。

8 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、令和5年6月7日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和5年2月28日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡明和町中谷115-1、115-3、115-4	群馬県邑楽郡明和町中谷331番地1 明和町土地開発公社 理事長 富塚基輔
2	邑楽郡千代田町大字新福寺字西ノ原171-2、171-12、171-13、171-14、171-15、171-16、171-17、200-1、200-3、200-4、200-5、200-6、204-1、205、212-1、213、214-1、214-2、215-1、215-2、216-1、216-3、216-4、217-1、217-3、217-4、217-5、217-6、217-7、217-8、	邑楽郡千代田町大字新福寺字西の原171番地 協同組合群馬流通センター 代表理事 新井壽

218-1、218-3、219-1、220-1、221-1、221-5、244-3、244-5（第1工区：邑楽郡千代田町大字新福寺字西ノ原171-12、200-3、212-1、213、214-1、215-2、216-3、217-1、217-4、217-7、218-1、219-1、220-1、221-1）
--

**■ 選挙管理委員会告示**

◎群馬県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年2月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部		届出年月日
自由民主党群馬県太田市第四支部	今井俊哉	坂井勝	太田市藪塚町386
	○		令和5年1月24日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
			届出年月日
小松隆行後援会	小松隆行	小松隆行	富岡市田篠1546-2
	令和5年1月4日		
ささきしん後援会	佐々木林太郎	佐々木恵美	富岡市岡本552
	令和5年1月5日		
山水めぐみ後援会	山水愛美	高橋友子	太田市西長岡町251-8
	令和5年1月19日		
渋川を考える会	狩野光雄	三田正	渋川市北橋町箱田350
	令和5年1月10日		
鈴木まこと後援会	鈴木誠	鈴木誠	沼田市戸鹿野町697-20
	令和5年1月25日		

谷之木ゆうさく後援会	谷之木勇作	谷之木勇作	太田市新井町82-13
	令和5年1月4日		
中島豪後援会	中島久	中島徹	高崎市浜川町2266
	令和5年1月25日		
ましこ京子後援会	増子京子	増子京子	吾妻郡東吾妻町川戸978-2
	令和5年1月4日		
松島ゆきを育てる会	松島友紀	松島郁夫	前橋市六供町954
	令和5年1月12日		
松田拓也後援会	松田拓也	松田拓也	藤岡市岡之郷720
	令和5年1月20日		
水野正己後援会	大澤章江	嶋津洋子	太田市石原町976-1
	令和5年1月25日		
湯本そういち後援会	湯本宗一	湯本宗一	吾妻郡長野原町大津1036-2
	令和5年1月4日		
わたなべ裕治後援会	渡邊裕治	渡邊裕治	吾妻郡高山村中山3268-1
	令和5年1月18日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和5年2月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
参政党群馬第5支部	政治団体の名称	参政党群馬第5支部	参政党群馬支部	令和4年 12月16日
	主たる事務所の所在地	高崎市吉井町長根1584-2	伊勢崎市市場町1-7	令和4年 12月16日
	代表者の氏名	金庭真紀子	町田和明	令和4年 12月16日
	会計責任者の氏名	吉田恵子	金木伸一	令和4年 12月16日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	------	---	---	-------

小曾根英明後援会	会計責任者の氏名	山本栄子	須藤章	令和5年 1月15日
群馬県獣医師連盟	代表者の氏名	桑原保光	神保昌夫	令和5年 1月22日
桜井ひろ江後援会	会計責任者の氏名	桜井健一	金井文男	令和5年 1月7日
田村幸一後援会	代表者の氏名	井上泰一	小堀秀男	令和5年 1月1日
篤親会	代表者の氏名	中島久	中島篤	令和5年 1月15日
野本やすおを応援する会	会計責任者の氏名	野本育代	清水敦	令和5年 1月26日
星野かずひろ後援会	会計責任者の氏名	星野一広	渡木光弥	令和5年 1月24日
三井のぶひで後援会	主たる事務所の所在地	高崎市下豊岡町133 5-22	高崎市中豊岡町500 -81	令和5年 1月16日

◎群馬県選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年2月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党新田北部支部	須藤昭男	令和4年12月31日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
新しい藤岡をつくる会	上原徳夫	令和4年12月31日
一場明夫後援会	一場明夫	令和4年12月31日
井野口よしのり後援会	山口文男	令和4年9月30日
今村好市後援会	小野田栄	令和4年12月31日
伊能正夫後援会	伊能正夫	令和4年12月31日
群馬の食育を考える会	塚越紀一	令和4年12月30日
群馬の女性の活躍を考える会	加賀谷富士子	令和4年12月30日
中沢広行後援会	中澤広行	令和4年12月13日

向井まこと後援会	向井誠	令和5年1月24日
----------	-----	-----------

◎群馬県選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年2月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
谷之木勇作	太田市議会議員	谷之木ゆうさく後援会	太田市新井町82-13	令和5年1月4日
増子京子	東吾妻町議会議員	ましこ京子後援会	吾妻郡東吾妻町川戸978-2	令和5年1月4日
松島友紀	群馬県議会議員	松島ゆきを育てる会	前橋市六供町954	令和5年1月12日
山水愛美	太田市議会議員	山水めぐみ後援会	太田市西長岡町251-8	令和5年1月18日
湯本宗一	長野原町議会議員	湯本そういち後援会	吾妻郡長野原町大津1036-2	令和5年1月4日

◎群馬県選挙管理委員会告示第89号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和5年2月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第3号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
三井暢秀	三井のぶひで後援会	主たる事務所の所在地	高崎市下豊岡町1335-22	高崎市中豊岡町500-81	令和5年1月16日

◎群馬県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第19条第3項の規定により資金管理団体

でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年2月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
一場明夫	一場明夫後援会	令和4年12月31日
伊能正夫	伊能正夫後援会	令和4年11月29日
中澤広行	中沢広行後援会	令和4年12月13日
中島久	篤親会	令和5年1月15日
細谷泰治	細谷泰治後援会	令和4年4月30日
向井誠	向井まこと後援会	令和5年1月24日

## ■ 監査委員公告

### ◎監査公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年2月28日

群馬県監査委員 林 章  
同 石原 栄一  
同 金井 康夫  
同 安孫子 哲

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準(令和2年監査委員告示第1号)に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査
- 3 監査の対象
  - (1) 監査対象年度 令和3年度会計(前年度監査基準日の翌日から令和4年5月31日まで)  
令和4年度会計(令和4年4月1日から監査基準日まで)
  - (2) 監査対象機関 地域機関等35機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書及び帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
  - (1) 指摘事項(適正を欠くと認められ、改善を要するもの) 3件
  - (2) 注意事項(軽易な誤りがあり、改善を要するもの) 3件
  - (3) 検討事項(事務の効率化等の面から検討を要するもの) なし

## 7 機関別監査結果

## (1) 中部振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
伊勢崎保健福祉事務所 (令和5年2月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (2) 北群馬渋川振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
渋川保健福祉事務所 (令和5年2月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (3) 高崎安中振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
高崎行政県税事務所 (令和5年2月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中保健福祉事務所 (令和5年2月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (4) 多野藤岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
藤岡行政県税事務所 (令和5年2月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡保健福祉事務所 (令和5年2月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (5) 甘楽富岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
富岡行政県税事務所 (令和5年2月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡保健福祉事務所 (令和5年2月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (6) 吾妻振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
吾妻保健福祉事務所 (令和5年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (7) 利根沼田振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
利根沼田保健福祉事務所 (令和5年2月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (8) 東部振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
太田行政県税事務所 (令和5年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林行政県税事務所 (令和5年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田保健福祉事務所 (令和5年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林保健福祉事務所 (令和5年2月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (9) 桐生みどり振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
桐生行政県税事務所 (令和5年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生保健福祉事務所 (令和5年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (10) 生活こども部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中央児童相談所 (令和5年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西部児童相談所 (令和5年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部児童相談所 (令和5年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (11) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
衛生環境研究所 (令和5年2月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
発達障害者支援センター (令和5年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

しろがね学園 (令和5年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
こころの健康センター (令和5年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
食品安全検査センター (令和5年2月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(12) 企業局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
渋川工業用水道事務所 (令和5年2月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(13) 病院局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
がんセンター (令和5年1月30日)	<p>(指摘事項) 群馬県病院局が行う建築工事等の積算で適用している「群馬県建築工事共通費積算基準」及び「群馬県建築工事積算要領」では、共通費の算定は工期を用いることとされている。 当該機関は、発注した電気設備工事の積算において、工期を6.1か月とすべきところを、3.5か月として共通費を算定したため、工事価格が1,500,000円の過小積算となっていた。</p> <p>(指摘事項) 群馬県病院局が行う建築保全業務の積算は、「国交省建築保全業務積算要領(平成30年版)」(以下「積算要領」という。 )、「群馬県基礎単価表」(以下「県単価表」という。 )及び「国交省建築保全労務単価」(以下「国単価表」という。 )を適用している。 当該機関が発注した中央監視・設備管理業務の積算において、次の誤りがあった。</p> <p>(1) 県単価表及び国単価表を適用している直接人件費の算定において、令和4年3月期単価を適用すべきところを、令和3年3月期単価を適用して算定したため、業務価格が13,530,000円の過小積算となっていた。</p> <p>(2) 積算要領を適用している業務管理費及び一般管理費の算定において、業務管理費率を19%とすべきところを6%、32%とすべきところを18%、25%とすべきところを12%として算定し、一般管理費率を8%とすべきところを20%として算定したため、業務価格が27,000,000円の過大積算となっていた。</p> <p>(注意事項) 群馬県病院局財務規程第46条第1項の規定において、収入調定者は、納人が収入金を納付期限までに納付しないときは、納付期限の属する月の翌月末日までに、新たに期限を指定して督促状を送付することにより督促しなければならないとされている。 当該機関は、納付期限(令和2年9月から令和3年10月)までに納付されていない過年度の診療費等の未収金のうち4件について、納付期限の属する月の翌月末日までに、新たな期限を指定した督促状を送付していなかった。</p> <p>(注意事項) 地方公営企業が競争入札によらず随意契約により契約を締結できるのは、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に該当する場合に限られており、物品の購入について随意契約をしようとする場合は、群馬県病院局財務規程第151条第1項で、予定価格が10万円未満の契約をするときなど</p>

	<p>を除き、なるべく3人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、予定価格の合計額が380,787円の物品(病棟用消耗品)の購入において、3人以上の者から見積書を徴さずに随意契約をしていた。</p>
精神医療センター (令和5年2月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
小児医療センター (令和5年2月6日)	<p>(指摘事項)</p> <p>群馬県病院局の処務等に関する規程第2条において、病院局における事務処理、服務等に関しては、別に定めるもののほか、群馬県処務規程(以下「県処務規程」という。)の例によることとされ、県処務規程第3条において、すべて事務は、代決を許された場合を除くほか、決裁責任者の決裁を受けた後でなければ処理してはならないとされている。</p> <p>また、群馬県病院局職務権限規程第5条及び第9条第2項において、事務局長は、群馬県病院局財務規程第4条第1項の規定により債権の管理に関する事務について専決することができることとされている。</p> <p>当該機関は、令和4年4月から同年9月までの間の診療費未納者への督促(債権の管理に関する事務)について、決裁責任者(事務局長)の決裁を受ける前に処理を行っていた。</p> <p>(注意事項)</p> <p>地方公営企業が競争入札によらず随意契約により契約を締結できるのは、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に該当する場合に限られており、物品の購入について随意契約をしようとする場合は、群馬県病院局財務規程第151条第1項で、予定価格が10万円未満の契約をするときなどを除き、なるべく3人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、予定価格の合計額が148,500円の物品(医療消耗備品)の購入において、同一日に2回に分けて、それぞれの予定価格が10万円未満の契約であるとして契約の手続きを行い、3人以上の者から見積書を徴さずに随意契約をしていた。</p>

(14) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
高崎高等学校 (令和5年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎北高等学校 (令和5年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎女子高等学校 (令和5年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川青翠高等学校 (令和5年2月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川工業高等学校 (令和5年2月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻中央高等学校 (令和5年2月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
中央中等教育学校 (令和5年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## ■ 落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年2月28日

群馬県知事 山本 一太

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 群馬県マイナンバーカード申請促進キャンペーン特産品調達業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県知事戦略部業務プロセス改革課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年1月31日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 全国農業協同組合連合会群馬県本部 群馬県前橋市亀里町1310番地
- 5 随意契約に係る契約金額 43,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号該当

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111